

## ～～～当協会での運転免許証に関するご案内～～～

概ねこの案内により手続きできますが、詳細は鶴見警察署(06-6913-1234)、又は当協会(06-6913-0050)までお問い合わせ下さい。

手続きの種類	手続き期間	手続きに必要なもの	講習区分	講習時間	有効期間	手続きに要する費用				会場
						申請代(円)	講習代(円)	計	会費(円)	
更新	誕生日の1ヶ月前から1ヶ月後までの期間	運転免許証		過去5年間の運転実績により次の講習区分、講習時間等が異なる。(大阪府公安委員からの送付のはがき「更新通知書」参照)						鶴見交通安全協会2階講習会場(鶴見警察署の裏側(東側))
		更新通知書 (この通知書が無くても更新手続きはできます。)	優良運転者	第2は午前9時10分と午前10時40分 第4は午前9時10分と午後2時	5年	2,500	500	3,000	2,000	
			金色	第2, 第4火曜日(休日除)						
		写真1枚 (申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景 縦3.0㍎、横2.4㍎、)	一般運転者青色	第2は午前9時10分と午前10時40分 第4は午前9時10分と午後2時	5年	2,500	800	3,300	2,000	
			青色	第2, 第4火曜日(休日除)						
		現金 右記「手続きに要する費用」の金額	違反運転者	第2は午後1時30分(2時間) 第4は午前10時40分(2時間)	3年	2,500	1,350	3,850	1,200	
			青色	第2, 第4火曜日(休日除)						
現金 右記「手続きに要する費用」の金額	初回更新者	第2は午後1時30分(2時間) 第4は午前10時40分(2時間)	3年	2,500	1,350	3,850	1,200			
	青色	第2, 第4火曜日(休日除)								
・70歳以上の方は申請前に自動車学校で高齢者講習(2時間)を受講してください。 ・71歳の方の有効期限は4年、72歳以上は3年です。						申請代、講習代は、警察署会計課で支払い、会員加入希望の方は会費の欄の金額を、協会でお願ひします。				

### <写真撮影について>

・写真代は会員の方は600円、会員以外の方は800円です。

### <高齢者講習制度について>

- ・75歳以上のドライバーは更新期間の誕生日の6カ月以内に「高齢者講習の案内」が住所地の公安委員会から封書がきます。通知が届いたら早めにお近くの自動車学校に電話し、「認知機能検査(手数料750円)」の予約を入れ検査終了後、約10日後に検査結果が自宅に、内容を確認、2時間の場合は手数料5,100円、3時間は手数料7,950円の実車講習の予約を自動車学校に入れ、終了すれば「修了書」が交付されます。
- ・70歳以上75歳未満のドライバーは、更新期間の誕生日の6カ月以内に「高齢者講習の案内」が住所地の公安委員会から封書がきます。通知が届いたら早めにお近くの自動車学校に電話し、「高齢者講習」2時間、手数料5,100円、終了すれば「修了書」が交付されます。

※高齢者講習受講の方は、更新時講習はありません。

手続きの種類	手続きに必要なもの	交付期間ご留意点	当協会で用意できるもの	申請手数料
再交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真1枚 (申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景縦3.0センチ、横2.4センチ、)</li> </ul>	門真試験場若しくは光明寺試験場で平日(休日は除く)9時から14時30分までに受付を済まされると即日免許証が交付されます。警察署で手続きされますと約2週間後に手続きをした警察署で交付されます。この間運転はできませんのでご注意ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許証用写真</li> <li>再交付申請用紙を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>署会計課 3,600円</li> <li>写真を希望される場合</li> <li>会員600円</li> <li>会員外800円</li> </ul>

手続きの種類	記載事項変更の種類	手続きに必要なもの	当協会が用意できるもの	申請手数料
記載事項変更	大阪府内から府内へ (例:堺市から鶴見区へ) (〃:東大阪市から大東市へ) 大阪府下の間で住所変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住民票の写し、健康保険証、電気代等の領収書、新しい住所に着いた郵便物などあなたの住所が証明できるもの。</li> <li>イ 免許証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更の申請用紙</li> </ul>	いりません。
	他府県から大阪府内へ (例:京都府から鶴見区へ) (〃:兵庫県から東大阪市へ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記 ア 及び イ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更の申請用紙</li> </ul>	いりません。
	本籍、氏名、住所の変更 (結婚等された場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本籍が記載されている住民票の写し(登録原票記載事項証明書)</li> <li>免許証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請用紙</li> </ul>	いりません。
	生年月日の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>(日本籍の方)</li> <li>本籍が記載されている住民票の写し</li> <li>免許証</li> <li>(外国籍の方)</li> <li>生年月日の変更の経緯が記載された外国人登録証明書</li> </ul>		

<結婚、帰化、離婚、並びに養子縁組により氏名変更し、免許証の作成替えを希望する方は再交付ができます。>

<更新免許証の郵送>

講習区分の「優良運転者」又は「一般運転者」の方のみ郵送手続きができます。

- 郵送は簡易書留で、自宅、職場(日本国内に限る)ご希望の場所に、おおむね約4週間後に届きます。
- 郵送は、平日のみ開催しています。

※ 優良・一般運転者郵送希望者の毎日講習時間割(別途郵送手数料800円必要)

回数	優良運転者(30分)	回数	一般運転者(60分)
①	9:30 ~ 10:00	①	9:30 ~ 10:30
①	10:35 ~ 11:05	②	10:35 ~ 11:35
①	11:40 ~ 12:10		
①	13:00 ~ 13:30	③	13:00 ~ 14:00
①	14:05 ~ 14:35		
①	14:40 ~ 15:10		
①	15:15 ~ 15:45	④	15:15 ~ 16:15
①	16:20 ~ 16:50		

講習時間は警察署から指定されます。